

建築物省エネ法判定 業務約款

N I C 確認検査株式会社

改訂履歴

170501 : 制定

(責務)

- 第1条 適合性判定業務の依頼者（以下「甲」という。）及びN I C確認検査株式会社（以下「乙」という。）は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下、「法」という。）、同法施行令、同法施行規則並びにこれに基づく告示・命令等を遵守し、この約款（申請書及び引受承諾書を含む。以下同じ。）及びN I C確認検査株式会社建築物省エネ法判定業務規程（以下「規程」という。）に定められた事項を内容とする契約（以下「この契約」という。）を履行する。
- 乙は、善良なる管理者の注意義務をもって、引受承諾書に定められた業務を次条に規定する日（以下「業務期日」という。）までに行わなければならない。
 - 乙は、甲から乙の業務の方法について説明を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。
 - 甲は、規程別表に基づき算定され、引受承諾書に定められた額の手数料を、第3条に規定する日（以下「支払期日」という。）までに支払わなければならない。
 - 甲は、この契約に定めのある場合、又は乙の請求があるときは、乙の業務遂行に必要な範囲内において、引受承諾書に定められた建築物エネルギー消費性能確保計画（以下「対象計画」という。）の適合性判定のために必要な情報を遅滞なくかつ正確に乙に提供しなければならない。
 - 甲は、乙の省エネ法判定業務において、対象建築物等の計画に関し乙がなした建築物エネルギー消費性能基準への適合性の疑義や不適合の指摘に対し、速やかに図面の修正、追加検討書の提出等その他必要な措置をとらなければならない。

(業務期日)

- 第2条 乙の業務期日は、引受承諾書に記載する適合判定通知書の交付予定日、又は適合判定通知書を交付できない旨を通知する期日とする。
- 乙は、前項の交付予定日を受付日から14日以内に設定するが、以下の各号のいずれかに該当する場合は、28日の範囲内において、その期間を延長することができる。
 - 提出書類に形式上の不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であるとき。
 - 提出書類に記載された内容が明らかに虚偽であるとき。
 - 判定に必要な甲の協力が得られなかったことその他の乙の責めに帰すことのできない事由により、判定を行えなかったとき。
 - 適合判定手数料が納入期日までに納入されていないとき。
 - 乙は、甲が前条第5項から第6項まで及び第5条第1項に定める責務を怠った時その他乙の責に帰すことのできない事由により、業務期日までに業務を完了することができない場合には、甲に対しその理由を明示の上、業務期日の延長を請求することができる。この場合において、必要と認められる業務期日の延長その他の必要事項については甲乙協議して定める。

(手数料の支払期日)

第3条 甲の支払期日は次の通りとする。

原則：各申請と同時

例外：個別に定める期日（但し、当月末締め翌月末支払いを限度とし、それ以降の支払日の設定は認めない）

(手数料の支払方法)

第4条 甲は、手数料を、前条の支払期日までに、現金もしくは乙の指定する銀行口座に振込みの方法で支払うものとする。

(適合性審査中の計画変更)

第5条 甲は、適合判定通知書の交付前までに甲の都合により対象計画を変更する場合は、軽微な変更に該当する場合を除いて、速やかに当該適合性判定の申請を取り下げ、別件として改めて乙に適合性判定を申請しなければならない。

2 前項の申請の取り下げがなされた場合は、次条第2項の契約解除があったものとみなす。

(甲の解除権)

第6条 甲は、次の各号の一に該当するときは、乙に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。

(1) 乙が、正当な理由なく、第2条の業務を業務期日までに完了せず、またその見込みのない場合

(2) 乙がこの契約に違反したことにつき、甲が相当期間を定めて催告してもなお是正されないとき

2 前項に規定する場合のほか、甲は、乙の業務が完了するまでの間、いつでも乙に書面をもって申請を取り下げる旨を通知してこの契約を解除することができる。

3 第1項の契約解除の場合、甲は、手数料が既に支払われているときはこれの返還を乙に請求することができる。また、甲は、その契約解除によって乙に生じた損害について、その賠償の責めに任じないものとする。

4 第1項の契約解除の場合、前条に定めるほか、甲は、損害を受けているときは、その賠償を乙に請求することができる。

5 第2項の契約解除の場合、乙は、手数料が既に支払われているときはこれを甲に返還せず、また当該手数料がまだ支払われていないときはこれの支払を甲に請求することができる。

6 第2項の契約解除の場合、前項に定めるほか、乙は、損害を受けているときは、その賠償を甲に請求することができる。

(乙の解除権)

第7条 乙は、次の各号の一に該当するときは、甲に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。

(1) 甲が、正当な理由なく、第3条の各号に掲げる手数料を当該各号に定める支払期日までに支払わない場合

(2) 甲がこの契約に違反したことにつき、乙が相当期間を定めて催告してもなお是正されないとき

2 前項の契約解除の場合、乙は、手数料が既に支払われているときはこれを甲に返還せず、また当該手数料がまだ支払われていないときはこれの支払を甲に請求することができる。また、乙は、その契約解除によって甲に生じた損害について、その賠償の責めに任じないものとする。

3 第1項の契約解除の場合、前項に定めるほか、乙は、損害を受けているときは、その賠償を甲に請求することができる。

(計画の所管行政庁への送付)

第8条 乙は、この契約を締結した後、対象計画の写しを、建築場所又は設置場所を管轄する所管行政庁へ送付する。

2 前項の送付によって甲に生じた損害については、乙はその賠償の責めに任じないものとする。

(乙の免責等)

- 第9条 申請関係書類に虚偽の記載があり、これにより適合判定通知書の交付がなされた場合、乙はその責を負わない。
- 2 乙は、当該契約が、対象計画に係る建築物が建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号。)その他の法令に適合することについて保証しない。
 - 3 乙は、当該契約が、対象計画に係る建築物に瑕疵がないことについて保証しない。

(秘密保持)

- 第10条 乙は、この契約に定める業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己に利益のために使用してはならない。
- 2 前項の規定は、以下に掲げる各号のいずれかに該当するものには適用しない。
 - (1) 既に公知の情報である場合
 - (2) 甲が、秘密情報でない旨書面で確認した場合

(損害賠償)

第11条 甲及び乙は、この契約に定める業務に関して発生した損害に係る損害賠償額を相手方に請求することができる。ただし、その損害賠償請求額の上限は当該業務手数料の3倍までとする。

(別途協議)

第12条 この契約に定めのない事項及びこの契約の解釈につき疑義を生じた事項については、甲乙信義誠実の原則に則り協議の上定めるものとする。

(附則)

この約款は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。